五島振興局専決許可 -新規許可を受け付ける漁業-

	五島振興局専決許可・一新規許可を受け付ける漁業一											
知事許可漁業の種類		操業区域	漁業時期	推進機 関の馬力 数	船舶の総トン数	許可又は起 業の認可を すべき船舶 等の数又は 漁業者の数		調整規則第 14条第1 項第1号に 規定する知事 が別に定める 継続の許可	調整規則第 14条第1 項第4号に	えて準用する同法第42 条第1項に規定する許 可又は起業の認可を申	第8条第2項に規定 する許可又は起業の認	漁業法第58条で読替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件
潜水器漁業	あわび、さざ え、な たな 注 、 は 注 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は 、 は	の区域を除いた区域。 (1) 干潮時において、水深 5 m未満の区域。	あわび、さざえ、 にな 8月1日から 10月31日まで、 12月21日から 5月31日まで なまこ 12月21日から 3月31日まで	定めなし	定めなし	10	長南新網奈青船相三今道続飯にる高崎松上上摩方崎河日里土浜ノ住漁と県浦五郷郷郷郷郷郷川郷井ノ瀬所業。郡島、、、、郷、郷郷郷有で、郷、郷郷郷有で、、、郷、、郷、郷郷の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東の東	対象 としない	対象 としない	から 令和6年5月29日 まで	の抄本 (法人にあっては、 定款及び登記簿抄 本) ③事業計画書 ④漁具漁法説明 書	1. 午前7時から午後5時までしか 操業してはならない。 2. マスク式、ヘルメット式、ナルギール 式以外の潜水器 具を使用してはならない。